

TDK コーポレート・ガバナンス基本方針

本基本方針は、TDKグループ(以下「当社グループ」という)の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、TDK株式会社(以下「当社」という)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・方針を定めるものである。

第1章 総則

第1条 (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

1. 当社は、経営理念である社是・社訓の下、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組む。

社是 創造によって文化、産業に貢献する

社訓 夢 勇気 信頼

夢

常に夢をもって前進しよう。

夢のないところに、創造と建設は生まれない。

勇気

常に勇気をもって実行しよう。

実行力は矛盾と対決し、それを克服するところから生まれる。

信頼

常に信頼を得るよう心掛けよう。

信頼は誠実と奉仕の精神から生まれる。

2. 当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するための基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京工業大学(現：東京科学大学)で発明された磁性材料フェライトの工業化を目的としたベンチャー企業として 1935 年に設立された当社の社是である「創造によって文化、産業に貢献する」という創業の精神に基づき、独創性をたゆまず追求し、イノベーションの推進により創造した新たな価値(製品・サービス)を提供する。
- (2) 株主及び投資家、顧客、取引先、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーの満足と信頼、支持を獲得できるよう努めるとともに、事業活動を通じて社会的課題の解決に取り組むことによって、持続可能な社会の発展に貢献する。
- (3) 当社グループを構成するすべての役員及び従業員は、TDK グループ行動規範を尊

重し、遵守して活動する。

- (4) 社会の一員としての自覚を常に持ち、法令を遵守し、社会的規範、文化及び慣習等を尊重する企業文化及び風土の醸成に努める。
- (5) ステークホルダーに対し積極的に、かつ網羅性・的確性・適時性・公平性・整合性をもった情報開示を行うことにより、説明責任を果たす。
- (6) 取締役会を構成する取締役及び監査役並びに執行役員等の執行側は、それぞれの職責に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という共通の目的に向けて取り組む。この目的の達成のために取締役会が共有する考えや文化は次のとおりとする（ボード・カルチャー）。
 - ・ 相互が深い信頼関係と健全な緊張関係を構築し維持する。
 - ・ 迅速かつ自律的な意思決定を促す権限委譲と業務執行における透明性の確保の両立を図る（Empowerment & Transparency）。
 - ・ 取締役会における議論は企業価値に資する本質的な議論であるべきとの前提に立ち、社内・社外、取締役・監査役の区別に関わらず、それぞれの立場から、大局的な観点で積極的かつ多様な発言・議論を行う。
 - ・ 執行側は取締役会の意見を経営の向上の契機と真摯に捉え、必要な施策を行い、取締役及び監査役は客観的な立場から監督・監査を通して、さらなる企業価値の向上を目指す。

3. 本基本方針の制定・改廃は、当社取締役会の決議により行う。

第2章 ステークホルダーとの関係

1 基本方針

第2条（ステークホルダーとの関係）

当社は、株主及び投資家、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーによって支えられる社会的存在であることを認識するとともに、ステークホルダーはもとより、広く社会とのコミュニケーションを積極的に図りながら、TDKグループ行動規範を基盤に当社の事業活動を通じて企業としての社会的責任を果たす。

2 株主及び投資家との関係

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、どの株主もその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に企業情報の開示を行う。

第4条（株主総会）

当社は、最高意思決定機関である株主総会において株主が適切に議決権を行使できるよう、次のとおり環境整備を行う。

- (1) 株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、原則として、招集通知を株主総会の3週間前までに発送するとともに、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に電子的に公表する。
- (2) 機関投資家及び海外投資家の議決権行使に資するよう、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を行う。
- (3) 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、原因の分析等を行った上で適宜の対応に努める。

第5条（資本政策の基本的な方針）

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現することが株主価値の拡大に繋がるとの認識のもと、資本効率、株主還元、財務の健全性の適正なバランスを意識した資本政策を基本とした経営を図る。

第6条（政策保有株式）

1. 政策保有株式は、次に掲げるいずれかの目的で保有し、その保有により当社グループの企業価値を持続的に高めることを基本方針とする。
 - (1) 事業展開上の戦略的保有
 - (2) 取引関係の維持強化
2. 政策保有株式については、中長期的な観点から定性的・定量的な経済合理性を定期的に評価する。保有目的、合理性については、取締役会において每期検証を行う。保有意義が希薄化した銘柄は相手先との対話・交渉を行い、売却等の縮減を行う。
3. 政策保有株式の議決権行使については、発行会社の経営方針等を十分尊重した上で、事業展開上の戦略的保有または取引関係の維持強化という目的に照らして妥当か、当社の企業価値を持続的に高めることができるか、また発行会社の社会的責任やその他株主に対する背信的行為の有無等についても考慮し、その判断を行う。また、必要に応じて、議案の内容等について発行会社と対話を行う。

第7条（関連当事者間の取引）

1. 当社は、当社グループの役員及び従業員の私的な利益と当社グループの利益が相反する状況またはそのおそれがある状況を把握する仕組みを構築する。
2. 当社は、取締役及び執行役員が取締役会の承認なく、当社との間で利益相反取引を行うことを禁止する。
3. 監査役会は、取締役及び執行役員に対して利益相反に関する定期的な確認手続きを実施する。

3 顧客との関係

第8条（顧客との関係）

当社は、品質を重要な経営基軸として位置付け、顧客からの満足及び信頼の獲得のため、安全性及び信頼性を重視する体制を強化し、誠実な対応並びに製品及びサービスに関する情報の提供を行う。

4 取引先との関係

第9条（取引先との関係）

当社は、物品及び役務の提供元となる取引先と適正な取引慣行を実施する。また、取引において、サプライチェーンの構成主体における法令遵守、品質及び安全性、環境保全、情報セキュリティ、公正取引及び倫理、安全衛生、人権及び労働等のさまざまな課題を認識した上で、合理的な基準に基づき公正な調達に努める。

5 従業員との関係

第10条（従業員との関係）

1. 当社は、企業の持続的な繁栄の源泉は人財にあるという考えに基づき、従業員を最も重要な財産の一つと位置付ける。また、企業活動を通じて社是を実践し、実現するために、以下の人財を育成する。
 - ・夢を持つ豊かな創造力と建設力を発揮する人財
 - ・勇気を持って問題を解決するたくましい実行力を発揮する人財
 - ・信頼を勝ち得る誠実と奉仕の精神に徹する人財
2. 当社は、多様な人財が、当社グループの一員として能力を発揮できる環境を醸成する。
3. 当社は、TDKグループの役員及び従業員がTDKグループ行動規範を尊重し、遵守して活動できるように教育及び啓発活動に取り組む。

第11条（内部通報に係る体制）

1. 当社は、TDKグループの企業倫理管理体制を強化し、企業倫理等に係る情報または意見を直接汲み上げ、企業倫理遵守状況を定期的に監視する。
2. 当社は、企業倫理に関連する問題について、業務ライン以外の経路からも通報、相談、提言等ができる体制を強化する。その際、経営陣から独立した社内窓口のみならず社外第三者窓口も設定することで、通報・相談者の匿名性を担保する。また、相談に対応する担当者に、正当な事由による開示が必要な場合を除き秘密を保持する義務を負わせるとともに、相談者が通報・相談したことによる不利益を被らない、または報復されないように保護する。

6 地域社会との関係

第12条（地域社会との関係）

1. 当社は、良き企業市民として、社会貢献活動に取り組む。
2. 当社は、各地域における法令を遵守し、社会的規範、文化及び慣習等を尊重するとともに、地域住民及び地域団体との積極的なコミュニケーションを通して相互理解に努める。

第3章 コーポレート・ガバナンス体制

1 基本方針・機関設計

第13条（コーポレート・ガバナンス体制に関する基本方針）

1. 当社は、経営理念を誠実かつひたむきに追求していくとともに、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保していくため、効率的かつ規律ある企業統治体制（コーポレート・ガバナンス体制）を構築する。
2. 当社は、会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外取締役（以下「独立社外取締役」という）及び社外監査役を招聘する。これにより、業務執行等に対する取締役会の監督機能及び監査役の監査機能を強化する。

2 取締役会

第14条（取締役会の構成）

1. 当社は、取締役会の構成に関する基本方針として、迅速な経営の意思決定を図るために取締役会を少人数構成とする。また、取締役の員数は、定款で定める10名以内の適切な人数とし、原則その過半数を独立社外取締役とする。
2. 取締役会議長は、監督と執行の一層の分離を図る観点から、原則として独立社外取締役が務める。
3. 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダー、国際性、職歴、年齢等を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成する。本条以下における多様性には、ジェンダー、人種、民族、国籍、文化的背景等を含めるものとする。

第15条（取締役・監査役の選任方針と選任手続き）

1. 取締役・監査役の選任にあたっての方針は以下のとおりとする。
 - （1） 当社のボード・カルチャーを理解し、その価値観を共有できる人材であることを要件とする。
 - （2） 人格、見識に優れ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

に資する経験・能力を有する人材であることを要件とする。

- (3) 高い遵法精神、倫理観を有する人材であることを要件とする。
- (4) 取締役・監査役を含む取締役会全体として、ジェンダー、国際性、職歴、年齢等を含む多様性の確保と適正規模の両立を図る。
- (5) 社外取締役及び社外監査役については、当社の定める社外取締役及び社外監査役に係る独立性検証項目（別紙1）に定める要件を満たすことを要件とする。
- (6) 独立社外取締役には、他社での経営経験を有する人材を含めることを要件とする。
- (7) 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する人材であることを要件とする。

2. 取締役・監査役の選任手続きは以下のとおりとする。

取締役・監査役の候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会において、十分に審議した上で、取締役会に候補者の答申を行う。取締役会は、この答申内容を尊重して審議を行い、取締役候補者・監査役候補者を決定し、株主総会へ付議する。なお、監査役候補者の選定にあたっては、事前に監査役会での検討を行い、監査役会の同意を得て、取締役会において選定する。

第16条（取締役会の役割・責務）

1. 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行う。
2. 取締役会は、前項の役割・責務を果たすために、重要な経営戦略・事業計画の審議・決定を行うと共に、これらの戦略や事業計画についての定期的な検証を行う。また、適切な会社の業績評価を行い、取締役及び執行役員についての指名及び評価を行う。
3. 取締役会において決議・報告すべき事項を取締役会規程に定めるとともに、業務執行の権限委譲については、社内規程によりこれを定め、委任の範囲を明確にする。
4. 取締役会は、取締役会において決定された重要な業務執行に際し、執行役員による迅速・果断な意思決定を支援する。
5. 取締役及び監査役は、取締役会への出席率として、80%以上を確保する。

第17条（取締役会における審議の活性化）

1. 取締役会の審議項目数、開催頻度及び審議時間は、検討及び決議並びに業務執行の監督が十分に行えるように設定する。
2. 取締役が建設的に議論または意見交換ができるように、取締役会室が事前に資料を配付し、説明を行う。

第 18 条（取締役会の評価）

取締役会は、取締役会の実効性をより高めていくために、每期一定の時期に取締役会の実効性に関する分析・評価を実施するとともに、その方法及び結果の概要を開示する。

第 19 条（取締役・監査役の他社役員兼任）

1. 取締役会は、每期、取締役及び監査役の重要な他社役員兼任状況を確認し承認する。
2. 当社は、取締役及び監査役の重要な他社役員兼任状況を開示する。
3. 取締役及び監査役の重要な他社役員兼任については、当社を除き 3 社までを目安とする。

3 取締役

第 20 条（取締役の役割・責務）

1. 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、株主の信任に応えるべく、取締役としての職務を執行する。またその職務を果たすにあたり、当社グループの企業価値を持続的に高めることにより、ステークホルダーの満足と信頼、支持の獲得に努める。
2. 取締役は、その職務を執行するために、取締役会において積極的に意見を表明し、議論を尽くした上で自らの議決権を行使する。
3. 取締役は、その責務を適切に果たすために、十分な情報を収集するとともに当社のために十分な時間を確保する。
4. 独立社外取締役は、その豊富な経験及び幅広い見識から、当社の経営全般に関して独立した立場から助言を行う。
5. 取締役の任期は 1 年とし、取締役に対する株主の信任機会を事業年度毎に確保する。

4 監査役・監査役会

第 21 条（監査役・監査役会の役割・責務）

1. 監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の監査、監査役・会計監査人の選解任及び監査報酬に係る権限の行使等を行う。またその役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で適切な判断を行う。
2. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席等により積極的に情報収集に努めるとともに、当社グループにおける業務執行状況を監査する。
3. 監査役及び監査役会は、内部監査部門及び会計監査人と連携し、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

5 執行役員

第 22 条（執行役員制度の採用）

当社は、執行役員制度を採用し、業務執行機能を取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能から分離する。これにより、権限委譲に基づく意思決定の迅速化と、業務執行の責任と権限の明確化を図る。

6 取締役会諮問機関

第 23 条（取締役会諮問機関の設置）

当社は、取締役会の諮問機関として、次に掲げるものを設置する。

- （１） 指名諮問委員会
- （２） 報酬諮問委員会
- （３） コーポレート・ガバナンス委員会

第 24 条（指名諮問委員会）

1. 指名諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成する。
2. 指名諮問委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員 of 指名（後継者計画を含む）にあたり、期待される要件を審議の上、知識、経験、能力等のバランス及び多様性を踏まえ候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員 of 選解任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与する。なお、取締役・監査役 of 選任方針と選任手続きについては、第 15 条 of 定めに基づくものとする。
3. 指名諮問委員会は、毎期、第 19 条第 1 項 of 取締役会決議の前に、社外取締役及び社外監査役 of 兼任状況について確認を行う。

第 25 条（報酬諮問委員会）

1. 報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成する。
2. 報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員 of 報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定プロセス of 透明性並びに会社業績、個人業績、世間水準等から見た個別報酬 of 妥当性の確保に寄与する。

第 26 条（役員報酬決定に係る方針）

1. 当社は、短期及び中長期 of 業績との連動性を重視し、また、多様で優秀な人財を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求することによって、役員 of 企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体 of 持続的な企業価値の向上を図ることを目的に役員報酬制度を設計する。
2. 当社の執行役員を兼ねる取締役及び執行役員 of 報酬は、基本報酬に加え、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬により構成される。

第 27 条 (コーポレート・ガバナンス委員会)

コーポレート・ガバナンス委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の中長期のコーポレート・ガバナンスのあり方や体制、当社のコーポレート・ガバナンスに関する方針及び取締役会からの諮問事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図る。

7 取締役・監査役に対する支援・トレーニングの方針

第 28 条 (取締役・監査役に対する支援)

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に遂行することができるよう、取締役会室及び監査役室を設けるなど、取締役及び監査役を支援する体制を整備する。

第 29 条 (取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

1. 当社は、社外を含む取締役及び監査役に対しトレーニングとして適宜、工場見学、事業状況の説明等、当社に関する知識を取得する機会を提供する。
2. 当社は、取締役及び監査役の業務に関連した法令等の基礎的知識の取得に関し、外部研修等を斡旋する。

8 会計監査人

第 30 条 (会計監査人)

1. 会計監査人は、適正な監査を確保し、当社グループの財務情報の信頼性を担保する。
2. 監査役会は、会計監査人候補を適切に選定するとともに、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し評価を実施する。
3. 監査役会は、会計監査人が必要とされる独立性及び専門性を有しているか否かについての確認を定期的実施する。

第 4 章 情報開示とコミュニケーション

第 31 条 (情報開示)

1. 当社は、当社の財政状態、経営成績等の財務情報及び経営戦略、経営課題、リスク、コーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報について、会社法、金融商品取引法等の法令及び当社株式が上場している金融商品取引所が定める規則に基づく適時適切な開示を行うとともに、法令及び規則に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組む。
2. 当社は、国際的な情報開示の観点から、合理的な範囲において英語による情報開示に努める。

第 32 条（株主・投資家との建設的な対話に関する方針）

1. 当社は、株主・投資家との建設的な対話を通じ、当社グループの財務状況、経営戦略等に関する理解を得る努力を行うとともに、それらの貴重な声を経営に反映することで、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る。
2. 株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針は、次のとおりとする。
 - （1）株主・投資家との対話に関する担当役員の指定
社長執行役員 CEO、CFO その他の経営陣幹部が国内外の株主・投資家と継続的な対話を実施し、当社グループの経営戦略を説明することを基本とする。また、社外取締役を含む取締役及び監査役も合理的な範囲で対応する。
 - （2）対話を補助する社内部署の有機的な連携のための方策
I R 部門が担当役員及び事業部関係者と定期的に連携を図り、情報交換を実施する。
 - （3）投資家説明会及び I R 活動の充実に関する取組み
決算説明会、事業戦略説明会等の開催により当社に対する理解の促進を図るとともに、資料の一部を当社ウェブサイトで公開するなど、情報開示に努める。
 - （4）経営陣及び取締役会に対するフィードバックのための方策
株主・投資家との対話の状況について、都度、取締役会・経営会議・担当役員等に対するフィードバックを実施する。
 - （5）対話に際してのインサイダー情報管理に関する方策
内部者取引防止に関する社内規程を定め、運用の徹底、啓発活動の実施等を図ることによって、インサイダー情報の管理を適切に行う。

平成 28 年 6 月 17 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改定

平成 30 年 11 月 28 日改定

令和 1 年 11 月 27 日改定

令和 2 年 5 月 25 日改定

令和 3 年 4 月 28 日改定

令和 3 年 11 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 1 月 31 日改定

令和 6 年 4 月 26 日改定

令和 8 年 4 月 1 日改定

別紙1 社外取締役及び社外監査役に係る独立性検証項目

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保（有価証券上場規程第436条の2）」、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2」等を参考に、独立性検証項目を定めることとし、その内容は次のとおりとする。

【独立性検証項目】

（1）当社グループ関係者の場合

現在及び過去10年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ① 当社または当社子会社の取締役（社外取締役を除く）
- ② 当社または当社子会社の監査役（社外監査役を除く）
- ③ 当社または当社子会社の執行役員
- ④ 当社または当社子会社の使用人

（2）取引先の場合

現在及び過去3年間において、下記①の取引先もしくはその業務執行者に該当する場合または下記②に該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ① 当該取引により、当社グループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合、連結売上の2%以上である場合、当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合）
- ② 当該取引先との取引において、当社グループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

（3）コンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合

現在及び過去3年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ① 役員報酬以外に、金銭その他の財産を当社グループから得ることにより、当該社外役員（候補者を含む、以下同じ）が独立役員としての職務を果たせないと、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合）
- ② 当該社外役員の属する団体（以下、「当該団体」という）が、当社グループから役員報酬以外に、金銭その他の財産を得ることにより、当該社外役員が独立役員としての職務を果たせないと、客観的・合理的に認められる場合（年間総報酬の2%以上である場合）
- ③ 専門家または当該団体から受けるサービス等が、当社グループの企業経営に不可欠ないし他に同等なサービス等の提供元が容易に見つからないなど、当社グループの

依存度が高い場合

- ④ 当該団体から受けるサービス等において、当社グループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

(4) 当該社外役員の近親者の場合

現在及び過去3年間において、当該社外役員の近親者（2親等内の親族）が以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ① 上記（2）または（3）に掲げる者（重要でない者を除く）
- ② 当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者を除く）

以 上